

中条町商工会研修事業受講者助成金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中条町商工会運営規約第59条第4号の規定に基づき、中条町商工会（以下「本会」という。）が会員等に対して行う研修事業受講者への助成金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 本会の会員並びに会員事業所に勤務する役職員（家族従業員を含む）が中小企業大学校（以下「大学校」という。）の実施する研修事業を受講する場合、その受講者又は事業所に対して支給するものとする。

(助成金額)

第3条 助成金の支給額は、本会の予算内において受講者1名につき受講料の2分の1又は20,000円のいずれか低い金額とする。ただし、1事業所において年間2名までを限度とする。

2 助成金額に1,000円未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。

(支給申請)

第4条 助成金の支給に関する手続きは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 大学校の研修会を受講しようとする者、又はその事業所（以下「受講者等」という。）は、「中小企業大学校研修会受講届出書」（様式1）に必要事項を記載し、事前に本会へ提出しなければならない。
- (2) 受講者等は、大学校の研修会受講後「研修事業受講者助成金申請書」（様式2）（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、修了証書の写しを添え研修会受講後2ヶ月以内に本会へ提出しなければならない。
- (3) 本会は、申請書の記載内容及び受講事実を確認したのち、速やかに「研修事業受講者助成金支給決定通知書」（様式3）を受講者等に交付し、助成金を支給するものとする。
- (4) 受講者等は、申請書の記載内容に変更又は取消しがあるときは速やかに本会に通知しなければならない。

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか助成金に関する必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

附 則

(実施の時期)

1 この規程は、平成27年5月20日から実施する。

附 則

(実施の時期)

第3条（助成金額）の改正規定は、平成29年4月26日から実施し、平成29年4月1日から適用する。